

Ⅲ 第一次募集（全日制・定時制課程）

1 第一次募集の実施

- (1) 全ての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、学科・コースの募集単位（以下「募集単位」という。）ごとに、選抜方法等（共通選抜と特色選抜の選抜順序及び募集割合等）を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。
- (2) 共通選抜の募集割合は、募集定員の 50%～90%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定し、ideal スクールにおいては 10%とする。
- (3) 特色選抜の募集割合は、募集定員の 10%～50%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定する。ideal スクールにおいては、ideal 選抜の募集割合は、募集定員の 90%とする。
- (4) 募集割合の設定は、5%区切りとする。
- (5) 併設型中高一貫教育を実施する仙台二華高等学校及び古川黎明高等学校における共通選抜、特色選抜の募集割合は、併設中学校からの入学予定者を除いた人数に対して設定する。
- (6) 各高等学校の募集単位ごとの選抜方法等（共通選抜及び特色選抜又は ideal 選抜の選抜順序及び募集割合等）については、「選抜方法等一覧」で公表する。

2 出願資格

第一次募集に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（5頁）による。ただし、県外の国公立高等学校に合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校、課程、学科及びコースは、一つに限る。
- (2) 複数の学科・コースを併置する高等学校にあつては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができる。

各高等学校の第2志望とすることを認める学科・コースについては、「選抜方法等一覧」で公表する。

4 出願手続

- (1) 出願

ア 志願者の手続

- (ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願に必要な情報（以下、「出願情報」という。）の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

(イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	2, 200 円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー
定時制課程	950 円	

(ウ) 広瀬 ideal 高等学校の志願者は、**志願理由書（ideal 選抜用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。**志願理由書（ideal 選抜用）**は、高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

イ 中学校の手続

(ア) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

※ 広瀬 ideal 高等学校の志願者においては、**志願理由書（ideal 選抜用）**が添付されていることも確認する。

(イ) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

ウ 期間

2月9日（火）から2月16日（火）午前11時まで

ただし、志願者が登録する出願情報のうち、基本情報については、**1月18日（月）**から登録できる。

対象	内容		登録期間
志願者	出願情報登録	基本情報	1 月 18 日（月）から登録可
		出願先	2 月 9 日（火）～2 月 16 日（火）午前 11 時
	入学者選抜手数料納付		
中学校	出願情報等確認登録		※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能

(2) 中学校作成書類の提出

ア 中学校の手続

(ア) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(イ) その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

2月9日（火）から2月17日（水）午後3時まで

※ 志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ウ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

2月9日（火）から2月19日（金）午後3時まで

※ 中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

5 受験票

出願者は、**2月19日（金）午後3時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（26頁）による。

7 検査会場

- (1) 学力検査及び面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文（以下、「面接等」という。）は各高等学校において実施する。

- (2) 実技を学力検査と異なる会場で実施する高等学校においては、実施会場について受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより出願者に通知する。
- (3) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を **11月6日（金）** までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メール等で申請し、承認を受ける。
- (4) 高等学校長は、**2月16日（火）午後3時**までに、第一次募集等の検査室数を**第一次募集等の検査室数の報告（様式S）**により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

8 学力検査

- (1) 学力検査は、**3月3日（水）**に実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時 間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月3日(水)	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

- (4) 学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

9 面接、実技、作文

- (1) 全ての高等学校は、募集単位ごとに、それぞれの特色に応じて、面接等を実施することができる。
- (2) 面接等は**3月3日（水）の学力検査終了後**又はその翌日の**3月4日（木）**に実施する。
- (3) 面接等の実施日、実施時間等については各学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより、出願者に通知する。
- (4) 面接等を実施する高等学校は、問題作成委員会を設置し、組織的、計画的に問題作成及び点検を行うこと。また、出題の形式、内容、配点及び実施時間等について、適切なものとなるよう考慮すること。
- (5) 面接は、複数の担当で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10 追試験

(1) 追試験の実施

第一次募集検査日当日に学力検査又は面接等をやむを得ない事由により受験できなかった者に対する受験機会の確保のために、追試験を実施する。

(2) 対象者

ア 追試験は、第一次募集検査日当日に学力検査、面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(ア) インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患者

(イ) 本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない事由等のある者（風邪、月経随伴症、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合など）

イ 学力検査と面接等を別日程で実施する高等学校において、いずれかの日程を欠席した場合には、欠席した日に実施された学力検査や面接等についてのみ追試験を実施する。

ウ 学力検査を1科目でも受験した場合には、学力検査の追試験を認めない。

(3) 実施日

ア 学力検査は、**3月9日（火）**に実施する。

イ 面接等は、**3月9日（火）**又は**3月10日（水）**に実施する。

(4) 実施方法

ア 追試験における学力検査及び面接等は、第一次募集に準じて実施する。

イ 追試験においては、学力検査と面接等を同一日に実施することも可能とする。

ウ 面接等の実施日、実施時間等は、当該高等学校長からウェブ出願システムにより、受験生に通知する。

(5) 実施会場

出願した高等学校等において実施する。

(6) 実施上の手続

ア やむを得ない事由により第一次募集の学力検査及び面接等を受験できなくなった受験生は、在籍する又は卒業した中学校長へ速やかに電話等で申し出る。

イ 当該中学校長は、追試験の必要があると認めた場合には、**第一次募集検査日の午後4時**までに、出願先高等学校長へ電話等で連絡する。

ウ 当該中学校長は、**追試験申請書（様式 T-1）**に証明書類等を添付し、**3月8日（月）午後3時**までに、ウェブ出願システムにより、出願先高等学校長宛てに提出する。

エ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した高等学校長は、申請書類を審査の上、追試験の承認の可否を判断し、その事由がやむを得ないものと認めた場合は、ウェブ出願システムにより、**追試験受験許可証（様式 T-2）**を速やかに当該中学校長宛てに通知するとともに、ウェブ出願システムに追試験対象者の登録を行う。

オ **追試験受験許可証（様式 T-2）**を受理した中学校長は、当該受験生に追試験の受験が認められた旨を電話等で連絡する。

カ 追試験受験を認められた受験生は追試験当日、受験票を受付で提示し、受験する。

11 欠席者の登録

高等学校長は、第一次募集検査当日及び追試験検査当日の欠席者等の情報をウェブ出願システムに登録する。

検査名	登録期限
第一次募集（1日目）	① 3月3日（水）国語終了後直ちに
	② 3月3日（水）午後4時まで
第一次募集（2日目）	3月4日（木）終了後直ちに
第一次募集追試験（1日目）	① 3月9日（火）国語終了後直ちに
	② 3月9日（火）午後4時まで
第一次募集追試験（2日目）	3月10日（水）終了後直ちに

12 選抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査の結果に基づいて選抜する共通選抜と、調査書、学力検査の結果及び面接等の結果に基づいて選抜する特色選抜の2つの選抜方法により行う。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。

- (2) 共通選抜と特色選抜の選抜の順序・方法等については、「選抜方法等一覧」による。

- (3) 共通選抜

ア 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。

ウ 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、共通選抜の募集人数分を選抜する。ただし、体育及び美術に関する学科にあつては、実技の評価を選抜資料に加えて選抜することができる。

なお、相関図での調査書点と学力検査点の比重は、各高等学校が募集単位ごとに次の割合の中から定める。

比 重	調査書重視		同等	学力検査重視	
調査書：学力検査	7：3	6：4	5：5	4：6	3：7

- (4) 特色選抜

ア 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の各教科・各学年の評定を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

倍率は、国語、数学、社会、英語及び理科については0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0から、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については0.5、1.0、1.5、2.0、2.5、3.0、3.5、4.0から定める。ただし、学校に登校していない生徒を積極的に受け入れるため

に、この倍率未満に設定することができる。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

倍率は、0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0 から定める。

ウ 高等学校長は、調査書点、学力検査点、各高等学校が募集単位ごとに実施した面接等の得点を合計し、その合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

なお、特色選抜の審査対象者は、合計点上位の者から、各高等学校が募集単位ごとに定めた範囲内の者とする。

範囲は、募集人数の120%から200%のうち、5%区切りで設定する。

また、調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮することとし、副申書以外のその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

(5) ideal 選抜

ア 調査書点は、各教科・各学年の評定を、ideal スクールが、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を ideal スクールが、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

ウ 面接の形式は個人面接とし、出願者が提出した志願理由書を参考に実施する。配点及び実施時間等は、ideal スクールが定める。

エ 高等学校長は、面接重視方式、調査書重視方式及び学力検査重視方式の3方式によって選抜を行う。

(ア) 面接重視方式においては、学力検査点及び調査書点を用いず、面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(イ) 調査書重視方式においては、学力検査点を用いず、調査書点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(ウ) 学力検査重視方式においては、調査書点を用いず、学力検査点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(6) 第2志望の受験者の選抜については、原則として募集定員が満たされていない学科・コースにおいて、共通選抜の方法で行うこととする。

(7) 追試験を受験した者の選抜については、第一次募集に含めて行うこととする

13 合否結果等の登録

高等学校長は、合格者の決定後、**3月15日（月）正午**までに、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

14 合否結果の発表

合否結果の発表は、**3月15日（月）午後3時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式 G）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式 H）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

15 実施状況等の報告

高等学校長は、検査の実施状況等を、**3月26日（金）**までに、別に送付する様式により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

16 第一次募集出願の特例措置

(1) 第一次募集の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、出願者はウェブ出願システムで必要な情報を登録の上、中学校を通して、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

(2) 上記(1)の申請期間は**2月17日（水）**から**2月25日（木）午前11時**までとする。

(3) 特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県内の特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

(4) 特例措置の承認を受けた者は、**2月25日（木）正午**までに志願高等学校に出願の手続を済ませること。

17 合格者の取扱い

第一次募集による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。